

デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について

＜論点 1、2 の議論＞

論点 1 デジタル・ネット社会における著作権制度の役割をどのように捉えるべきか。

著作権制度については、概略以下に掲げる二つのアプローチがあると考えられる。デジタル・ネット社会における著作物の創作・利用の形態を踏まえたとき、著作権制度の役割をどのように捉えるべきか。

- ① 創作者である作家、画家、写真家、歌手、音楽家、演出家、演奏家等にとって、著作権制度の理解が困難であることが問題。
- ② 誰にでも簡単に使える電子化された仕組みが必要。
- ③ 「創作者の利益」を金銭面に限定せず、なにがインセンティブになるかを検討・試行してみることが重要。

論点 2 デジタル・ネット社会の進展の中で著作権制度が不適合を起こしている点はどこにあるか。またその具体的な問題はどこに生じているか。

- ① コンテンツのダウンロードやストリーミング配信のパッケージング処理の経費負担が重いことが、デジタル流通市場の発展を阻害。
- ② デジタルコンテンツの不正流通、不正利用の防止には、コンテンツ流通経路のトレーサビリティ（デジタル ID、メタデータ、電子透かし、電子指紋）技術が必要となるが、個人購入財としての個人利用（私的利用）との両立が問題。
- ③ デジタルコンテンツ流通マーケットは動き出しつつあるが、個人コンテンツ流通の側面からの DRM（デジタル著作権管理）へのソリューションが明確でない
- ④ デジタルコンテンツ素材流通などのマーケット活性化には、創作者とコンテンツの認証・識別、複製・視聴・加工編集などの利用・再利用制御、課金・利益分配・契約などビジネスルールが安全に、確実に実行できる技術の研究開発が必要。
- ⑤ e-Learning 利用に関しては、教育利用の識別、聴講者の認証、デジタル教材の共有者数、ネットワークの範囲（Subnet の範囲か）の議論が未解決。

以上